

「道路交通法の一部を改正する法律」の概要

警察庁交通局交通企画課理事官
須永敦雄 Atsuo Sunaga

I はじめに

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）は、第213回通常国会において成立し、令和6年5月24日に公布された。

改正法は、自転車の交通事故防止に係る規定の整備を主たる目的として、

- 交通反則通告制度を自転車等に適用するための規定の整備
- 自動車等が車道を通行する自転車等の側方を通過する際における規定の整備
- 自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止に関する規定の整備
- 自転車の酒気帯び運転等をした者に対する罰則規定の整備

のほか、

- 運転の定義に関する規定の整備
- 普通仮免許等の年齢要件等の引下げに関する規定の整備

を内容とするものである。

本稿では、特に自転車の交通事故防止のための規定の整備に係る改正の背景と経緯、内容、国会審議の状況等を中心に、その概要を紹介す

ることとしたい。

なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の私見であり、経緯や引用する有識者検討会の結果に関する取りまとめの文責は全て筆者にあることを、あらかじめお断りする。

II 自転車の交通事故防止に係る規定の整備の背景と経緯

1 自転車の交通事故防止に係る規定の整備の必要性

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、環境負荷の低減や災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等、我が国の重要な課題に対する活用が期待されることから、政府としても、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）や、同法に基づく「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）を踏まえて、民間事業者と連携しつつ、自転車の活用を推進しているところである。近年においても、新型コロナウイルス感染症の影響による国民のライフスタイルや交通活動の変化に伴い、通勤・通学や配達を目的とする自転車の利用ニーズが高まっている。

他方で、近年、交通事故件数が減少傾向にある中、長年減少傾向にあった自転車関連事故件数は令和3年に増加に転じたほか、自転車対歩